

財団法人米子市勤労者福祉サービスセンター
寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人米子市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 センターは、事務所を鳥取県米子市中町 2 0 番地に置く。

(目的)

第 3 条 センターは、中小企業勤労者のための福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の健康の維持増進に係る事業
- (2) 中小企業勤労者の生活の安定に係る事業
- (3) 中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 センターの資産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附された財産
- (4) 会費
- (5) 補助金
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種類)

第 6 条 センターの資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録の基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会が運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署又は銀行への定期預金、信託会社への信託、国債又は公社債の購入その他の安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分等の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けた上で、鳥取県知事の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3以上の議決により行う。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 センターの事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の議決により定める。ただし、事業年度中途に理事会の議決により変更することを妨げない。

2 前項の決定又は変更の議決は、評議員会の承認を受けなければ効力を生じない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前にその事業年度の収支予算が成立しない場合において、理事会が必要と認めるときは、理事長は、当該収支予算が成立するまでの間に限り、前事業年度の収支予算の範囲内で収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、その事業年度の収支予算が成立したときは、これに基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 センターの事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、毎事業年度終了後2月以内に理事会の認定及び評議員会の承認を得た上で、次の事業年度開始後3月以内に鳥取県知事に報告しなければならない。この場合において、財産の総額に変更があったときは、評議員会の承認があった日から2週間以内に変更の登記をし、変更後の登記簿の謄本を添えて鳥取県知事へ報告するものとする。

(長期借入金)

第13条 センターの借入金（その事業年度の収入をもって償還する借入金を除く。）については、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けた上で、鳥

取県知事の承認を受けなければ、借り入れることができない。

2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、それぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決により行う。

(特別会計)

第14条 センターは、必要に応じ、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けた上で、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第15条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 センターに、次の役員を置く。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 1人 |
| (3) 常務理事 | 1人 |
| (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) | 10人以上15人以下 |
| (5) 監事 | 2人 |

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、センターを代表し、その業務の執行を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、理事長が欠けたとき、又はセンターの利益と理事長の利益とが相反するときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会が別に定めるところにより、センターの常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、センターの業務の執行に関する事項を決定する。

5 監事は、次の業務を行う。

- (1) センターの財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産若しくは会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会若しくは評議員会又は鳥取県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又はこれらを招集すること。

(任期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けて、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、当該決定及び承認をする理事会及び評議員会で解任しようとする役員に弁明の機会を与えた上で、それぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決により行う。

(報酬等)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。

3 役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 センターに、理事会を置き、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為で別に定める事項その他センターの業務の執行に関する事項を決定する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、次の2種とし、それぞれに定めるときに開催する。

(1) 通常理事会 毎年2月及び5月

(2) 臨時理事会 次のいずれかに該当するとき。

ア 理事長が必要と認めたとき。

イ 現在数の3分の1以上の理事から、開催の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

ウ 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第25条 理事会は、第18条第5項第4号の規定により監事が招集する場合以外は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号イ又はウの請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的、審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長(第18条第5項第4号の規定により監事が招集した場合にあっては、監事)がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、現在数の3分の2以上の理事の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第28条 理事会の議決は、この寄附行為で別に定めるもの以外については、出席した理事の過半数により行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された審議事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合においては、その理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面をもって表決し、又は表決を委任した理事にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過及び発言の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 センターに、評議員8人以上13人以下を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員は、センターの業務の執行に関する重要事項を審議する。
- 5 評議員については、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 センターに、評議員会を置き、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為で別に定める事項について承認等を行うほか、必要な事項について理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し意見を述べることができる。
- 3 評議員会は、次の2種とし、それぞれに定めるときに開催する。
 - (1) 通常評議員会 毎年2月及び5月
 - (2) 臨時評議員会 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 理事長が必要と認めたとき。
 - イ 現在数の3分の1以上の評議員から、開催の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - ウ 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- 4 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。
- 5 評議員会については、第25条及び第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けた上で、鳥取県知事の認可を受けなければ、変更することができない。

- 2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3以上の議決により行う。

(解散)

第34条 センターは、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までに掲げる事由によるほか、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けた上で、鳥取県知事の許可を受けて、解散する。

- 2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、それぞれ理事及び評議員の現在数の4分の3以上の議決により行う。

(残余財産の処分)

第35条 センターが解散するときに有する残余財産は、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けた上で、鳥取県知事の許可を受けて、センターと類似の目的を有する団体に寄附する。

2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、それぞれ理事及び評議員の現在の数の4分の3以上の議決により行う。

第7章 事務局

(設置等)

第36条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第37条 センターの事務所には、民法第51条第1項に規定するもののほか、次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可、登記等に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 財産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

第8章 会 員

(会員)

第38条 センターは、センターの目的に賛同し、次のいずれかに該当する者を会員とすることができる。

(1) 米子市内の中小企業の勤労者、役員及び事業主

(2) 米子市に住所を有する、米子市以外の中小企業の勤労者

(3) その他理事会が適当と認めた者

2 会員は、理事会が別に定める会費を納めなければならない。

3 会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 雑 則

(委任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項

は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、民法第34条の規定による鳥取県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 センターの設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 センターの設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 5 センターの設立当初の評議員は、第31条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、同条第5項において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。